平成３０年第１回定例会（２月議会）
予算及び付託議案審査関係資料（当初関係）

平成３０年２月２３日
企　画　振　興　部

【予算関係】

総合政策課	県民読書環境整備事業について	・・・　１
被災者受入支援室	東日本大震災による県内避難者支援の取組について	・・・　３
市町村課	県・市町村協働の地域づくり推進事業について	・・・　６
	県議会議員選挙費について	・・・　７
情報企画課	地域情報格差解消事業について	・・・　８
	秋田ＩＣＴ戦略事業について	・・・　９
	公衆無線ＬＡＮ環境整備事業について（新規）	・・・１２
調査統計課	平成３０年度に実施する統計調査等について	・・・１３
国際課	ロシア友好交流事業について	・・・１７
	アセアン交流促進事業について（新規）	・・・１９

【議案関係】

市町村課	「市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例案」について（議案第６９号）	・・・２０
	「秋田県議会議員及び秋田県知事の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例案」について（議案第７０号）	・・・２６

県民読書環境整備事業について

総合政策課

１　事業目的

県民の読書活動の一層の推進を図るため、第２次秋田県読書活動推進基本計画に基づき、県民が読書に親しみやすい環境づくりや県民運動を展開する。

２　事業内容

（１）地域読書活動推進事業

家庭における幼児等への読書の習慣づけや、県民の身近な所で読書に親しむことができる環境づくりを図るため、次の事業を実施する。

①　県民寄贈の絵本等を再利用した「読んだッチ・リレー文庫」の配置

②　小学１年生への「家族で読書おすすめ５０選」パンフレットの配布

③　スーパーや病院など、身近な施設に図書コーナー等を設置する市町村への助成（読書活動推進パートナー支援事業）

・補助率　県１０／１０

・上限額　１市町村につき１５０千円

（２）プロスポーツ等連携読書推進事業

若者を中心とした県民の読書意欲の喚起につなげるため、県民の注目度の高い県内企業やクラブチームで活躍するトップアスリート等による読書啓発の動画を作成・配信する。

（３）県民読書の日啓発事業

１１月１日の「県民読書の日」を契機に、多くの県民に読書に親しむ気運を高めるため、秋田を舞台とした文学作品の募集や、読書をテーマとしたイベントを開催する。

①　「第５回ふるさと秋田文学賞」の作品募集・受賞作品集の刊行

②　「ふるさとの文学と読書のつどい２０１８」の開催

・開催時期　平成３０年１０月下旬

・開 催 地　能代市

３　予算額

７，８１４千円（㊋２００千円、㊇５千円、㊀７，６０９千円）

㊋：企業版ふるさと納税寄附金

（１）地域読書活動推進事業 ３，５２６千円

賃金、共済費（読書活動支援員１名）	２，００１千円
需用費、役務費	１７５千円
負担金補助及び交付金	１，３５０千円

（２）プロスポーツ等連携読書推進事業 ５７２千円

報償費、旅費等	１７２千円
役務費	４００千円

（３）県民読書の日啓発事業 ３，７１６千円

報償費、旅費等	２，７１６千円
負担金補助及び交付金（読書のつどい県負担金）	１，０００千円

東日本大震災による県内避難者支援の取組について

被災者受入支援室

1　事業目的

秋田県内で避難生活を継続する避難者が、安心して日常生活を送ることができるよう、孤立防止や心身のケア、コミュニティ形成などに対し支援をしていくとともに、避難者それぞれの生活再建のステージに応じたきめ細やかな支援を行う。

2　事業内容

（１）被災者用民間賃貸住宅借上事業

被災者へ応急仮設住宅を提供する。

・応急仮設住宅の提供（借上件数：１９件、家賃上限額：６万円）

（２）東日本大震災避難者支援事業

①　震災避難者訪問等支援事業

避難者支援相談員による戸別訪問等を実施する。

・避難者戸別訪問等
・避難者交流センターの運営
・各種交流会の開催
・支援情報紙の発行
・関係団体・行政との連携推進

②　県内避難者こころの寄り添い事業

専門家（精神科医、臨床心理士、在宅保健師、社会福祉士、精神保健福祉士）による心のケアと生活再建に向けた相談対応等を行う。

・専門家による個別訪問や健康相談等
・避難者を対象とした講演会の開催
・支援者を対象とした研修会等の開催

（３）県内避難者生活再建支援事業

県内で生活の再建を図ることとした避難者の新たな生活の拠点への引越経費に対し助成する。

・上 限 額　１世帯につき１００千円

３　予算額

３３，１３３千円（㊟１６，６１４千円、㊢３５千円、㊀１６，４８４千円）

㊟：被災者支援総合交付金

（１）被災者用民間賃貸住宅借上事業　　１５，２０５千円

報酬、共済費（避難者支援相談員１名）	２，４１０千円
旅費、需用費	１，０１０千円
賃借料等	１１，７８５千円

（２）東日本大震災避難者支援事業　　１６，９２８千円

①震災避難者訪問等支援事業　　１５，６４６千円

報酬、共済費（避難者支援相談員５名）	１１，５９６千円
旅費、需用費等	４，０５０千円

②県内避難者こころの寄り添い事業　　１，２８２千円

報償費	８８３千円
旅費、需用費等	３９９千円

（３）県内避難者生活再建支援事業　　１，０００千円

負担金補助及び交付金	１，０００千円

【参考】

避難者数　251世帯　635人

平成30年2月1日現在

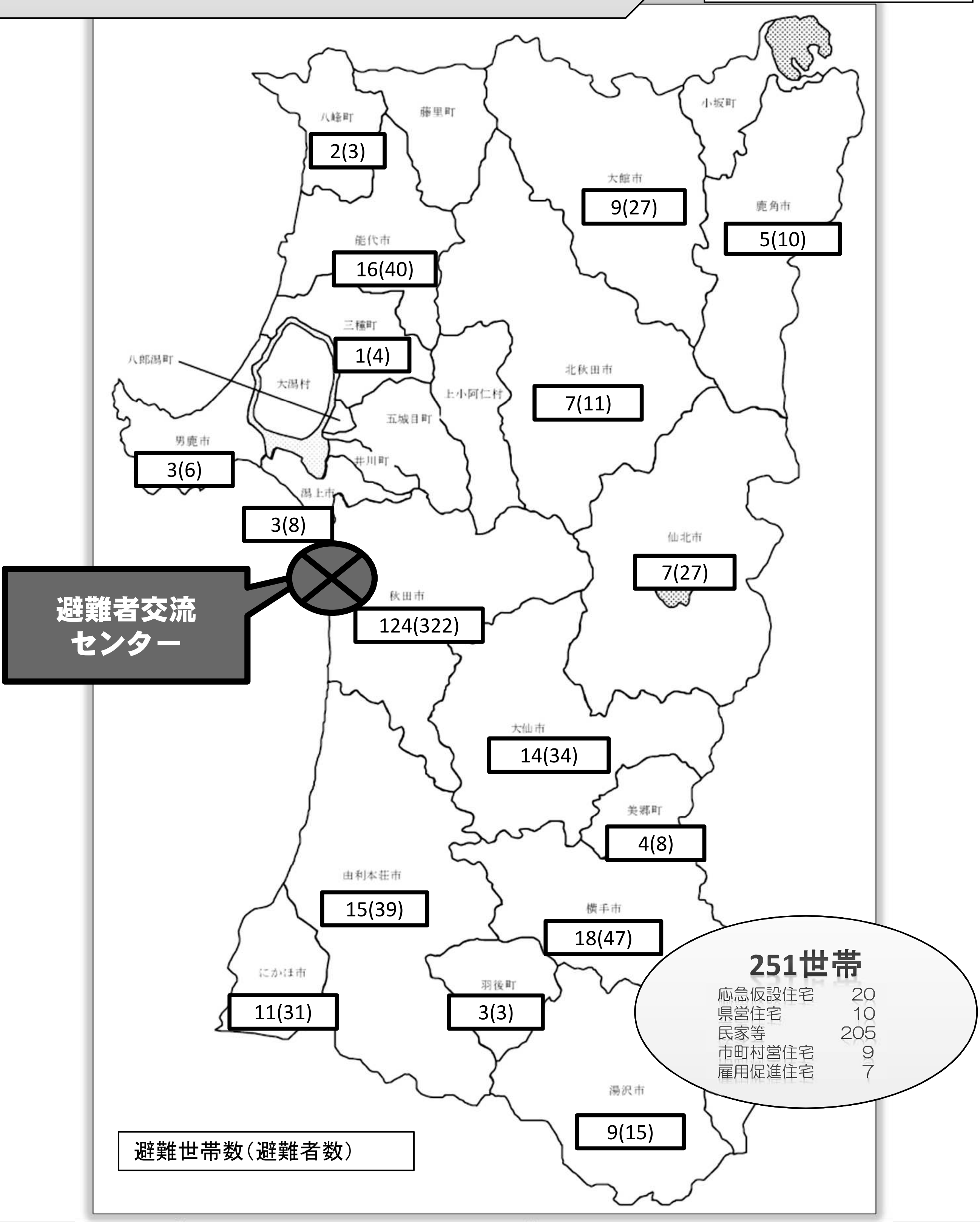

岩手県	宮城県	福島県
6世帯10名	70世帯144名	175世帯481名

県・市町村協働の地域づくり推進事業について

市町村課

１　事業目的

人口減少下にあっても、必要な住民サービスを確保できるよう、県と市町村を通じた効果的・効率的な行政システムの構築を図る。

２　事業内容

（１）機能合体等推進事業

県と市町村が双方向で政策等の提案を行い、合意形成を図る「秋田県・市町村協働政策会議」の開催等を通じ、市町村との協働・連携の取組を推進する。

（２）行政運営のあり方研究事業

市町村での単独処理が困難となることが想定される業務について、県と市町村又は市町村相互の連携による処理に向けた研究を行う。また、住民サービスの水準を確保するための方策を検討する複数の市町村から成る団体に対して助成する。

・補助率　県１０／１０
・上限額　１団体につき５００千円

（３）市町村行政サービス改革研究事業

これからの窓口サービスについて、業務の効率化と住民の利便性向上を図るため、ワンストップ化とアウトソーシングなどを組み合わせた先進事例や、県内の具体事例に即した導入モデルを市町村と共同で研究する。

・研究会の開催　５回程度

３　予算額

１，５２１千円（㊀１，５２１千円）

（１）機能合体等推進事業　１２３千円

（旅費、使用料等　１２３千円）

（２）行政運営のあり方研究事業　１，０４７千円

（旅費、使用料等　４７千円
負担金補助及び交付金　１，０００千円）

（３）市町村行政サービス改革研究事業　３５１千円

（旅費、使用料等　３５１千円）

県議会議員選挙費について

市町村課

１　事業目的

平成３１年４月に執行見込みの第１９回秋田県議会議員一般選挙に当たり、選挙事務の執行に必要な市町村の経費の交付や投票用紙の印刷及び証紙の作成等を行うとともに、選挙啓発を行い投票率の向上を図る。

※　選挙期日は、平成３０年１１月又は１２月に制定が見込まれる臨時特例法で定められる。

２　事業内容

（１）選挙事務費市町村交付金（市町村執行分）

市町村が行うポスター掲示場の設置等に要する経費を交付する。

（２）事務費（県執行分）

投票用紙や啓発ポスターの印刷、啓発標語の募集、啓発の新聞広告などを行う。

３　予算額

１１７，４２２千円（㊀１１７，４２２千円）

（１）選挙事務費市町村交付金（市町村執行分）　１０４，３３４千円

ポスター掲示場費	５９，４２４千円
事務費（人件費、選挙啓発費等）	４４，９１０千円

（２）事務費（県執行分）　１３，０８８千円

投票用紙印刷費	５，８００千円
選挙啓発費	３，２０７千円
候補者交付物件費、ビラ証紙印刷費	１，３５０千円
職員手当等	２，７３１千円

４　過去の選挙期日

第１６回　平成１９年４月　８日（日）
第１７回　平成２３年４月１０日（日）
第１８回　平成２７年４月１２日（日）

（参考）全体予算額（見込み）

	平成３０年度	平成３１年度	計
市町村執行分	104,334千円	364,264千円	468,598千円
県執行分	13,088千円	168,266千円	181,354千円
計	117,422千円	532,530千円	649,952千円

前回予算額（平成２６、２７年度の計）

	計
市町村執行分	451,727千円
県執行分	168,196千円
計	619,923千円

地域情報格差解消事業について

情報企画課

１　事業目的

地域間の情報通信格差の解消を図るため、市町村が行う情報通信基盤施設の整備に対し助成する。

２　事業内容

携帯電話がつながらない地域において、市町村が実施する移動通信用鉄塔施設の整備に対し助成する。

・補助対象　市町村

・補 助 率　国２／３、県１／１５、市町村４／１５

３　予算額

１８，０４０千円（㊟１６，３９１千円、㊀１，６４９千円）

㊟：無線システム普及支援事業費等補助金

旅費　１０千円

負担金補助及び交付金　１８，０３０千円

【補助金の内訳】

市町村	地区	事業費	(単位：千円)		
			国補助	県補助	市町村負担
大館市	五色湖	24,587	16,391	1,639	6,557

秋田ＩＣＴ戦略事業について

情報企画課

１　事業目的

県民の利便性向上と地域の活性化を図るため、ＩＣＴの利活用による地域課題の解決方策を検討する。

２　事業内容

（１）秋田ＩＣＴ戦略事業

「秋田デジタルイノベーション推進コンソーシアム」を設立し、ＩＣＴを利活用した地域課題の解決方策を検討する。

・各部局のＩＣＴ利活用関連施策に係る包括的な進捗管理
・県内産業の振興に向けた、先進技術に関する情報の提供とセミナーの開催
・分野ごとに先進技術や県内技術を結集しつつ、地域課題の解決に向けた具体策の検討

（２）秋田ＩＣＴ基本計画策定事業

「あきたＩＣＴ基本戦略２０１５」の計画期間が平成３０年度で終了することから、３１年度以降のＩＣＴ利活用による地域活性化の指針となる、「秋田ＩＣＴ基本計画２０１９（仮称)」を策定する。

①　計画期間

平成３１年度から４年間

②　計画の構成（案）

ア．社会情勢、イ．現状と課題、ウ．基本方針、エ．具体的施策、オ．推進体制

③　「秋田ＩＣＴ基本計画策定委員会」の設置・運営

有識者の意見を聴くための委員会を設置・運営する。

・委員構成　市町村、大学、企業等
・委員人数　８名

④　策定スケジュール（案）

平成３０年　６月　第１回秋田ＩＣＴ基本計画策定委員会（方向性）
　　　　　　１０月　第２回秋田ＩＣＴ基本計画策定委員会（素案）
　　　　　　１２月　パブリックコメント
平成３１年　１月　第３回秋田ＩＣＴ基本計画策定委員会（最終案）
　　　　　　　２月　２月議会において秋田ＩＣＴ基本計画（案）報告
　　　　　　　３月　秋田ＩＣＴ基本計画策定・公表

３　予算額

１，６５８千円（㊀１，６５８千円）

（１）秋田ＩＣＴ戦略事業　　１，３０２千円

報償費	１２０千円
旅費、需用費	１，１８２千円

（２）秋田ＩＣＴ基本計画策定事業　　３５６千円

報償費	２４０千円
旅費、需用費	１１６千円

【参考】

秋田デジタルイノベーション推進コンソーシアム（仮称）

目的

・産学官が連携したICTやIoT等の先進技術の活用による地域課題の解決
・先進技術の導入による県内産業の振興（生産性の向上、新たな商品・サービスの創出）

活動

〇秋田ICT基本計画の進捗管理　〇新技術の普及・導入促進
〇IoT等先進技術を活用した地域課題解決支援

＜組織体制＞

コンソーシアム（総会）

※会員はコンソーシアムの目的及び事業に賛同する団体・企業等

運営委員会

・総会付議事項の検討
・事業計画・事業報告、ICT基本計画の進捗管理、提言
・セミナー等による情報提供、啓発活動
・専門部会の設置等のコンソーシアムの運営に関する重要な事項の決定

部会（製造業・サービス）

・県内工場のスマート化
・IoT、ビッグデータ、AIに関するプロジェクト支援

普及啓発・人材育成
IoT診断
スマート工場モデル実証

技術支援
マッチング

例 部会（健康）（福祉）　例 部会（観光）（交通）　例 部会（農業）（建設）

＜主な活動＞
第３期ふるさと秋田元気創造プランのICT施策について技術適用等の検討

ICT・IoT活用が有効と思われる地域課題の掘り起こし

部会（行政分野）

・ICT利活用による行政事務の効率化や県民サービス向上の検討　等

公衆無線ＬＡＮ環境整備事業について（新規）

情報企画課

１　事業目的

ＩＣＴを活用した安全・安心なまちづくりを図るため、防災拠点となっている公共施設に公衆無線ＬＡＮ（Ｗｉ－Ｆｉ）環境を整備する。

２　事業内容

県の地域防災拠点となっている地域振興局にＷｉ－Ｆｉ環境を整備する。

・整 備 箇 所　８地域振興局の県民ホール

・接 続 能 力　最大５０台までの端末同時接続が可能

３　予算額

４，０７０千円（(国)１，８２６千円、(債)１，６００千円、(一)６４４千円）

(国)：無線システム普及支援事業費等補助金

旅費	３３千円
役務費	３８４千円
委託料	３，６５３千円

平成３０年度に実施する統計調査等について

調査統計課

様々な施策の基礎資料を得るため、各種統計の調査・分析を行う。

番号	調　査　名	目　　的	調査時期	調　査　対　象　等	調査結果の活用方法
1	住宅･土地統計調査	住宅、居住状況及び土地等の実態を明らかにし、住生活基本計画や土地利用計画などの諸施策の基礎資料を得る。	5 年ごと 10 月 1 日	約 35,600 世帯 （空き家を含む）	・国土交通白書や経済財政白書等における分析・評価 ・大学等の研究機関等における都市・住宅・防災等の研究
2	２０１８年漁業センサス	漁業の生産構造、就業構造を明らかにし、施策に必要な基礎資料を得る。	5 年ごと 11 月 1 日	海面に沿う市町村(本県８市町)の区域内にある約 760 漁業経営体	・水産施策の企画・立案の基礎資料
3	工業統計調査	工業の実態を明らかにし、施策に必要な基礎資料を得る。	毎　年 6 月 1 日 （経済センサス実施年を除く）	製造業に属する従業者 4 人以上の事業所約 2,000 事業所	・製造業や中小企業の振興策の基礎資料 ・経済白書、中小企業白書 ・鉱工業生産指数の基礎資料
4	商業動態統計調査	商業を営む事業所の販売活動の動向を明らかにし、施策に必要な基礎資料を得る。	毎　月	約 140 事業所	・商業事業所の販売活動などの動向把握 ・国民経済計算 ・景気対策等の基礎資料
5	工業動態統計調査	鉱工業生産の活動動向を明らかにし、施策に必要な基礎資料を得る。	毎　月	国が指定する鉱産物、工業品を生産する事業所 延べ 70 事業所	・鉱工業生産活動の動向把握 ・国民経済計算 ・景気対策等の基礎資料 ・鉱工業生産指数の基礎資料

番号	調　査　名	目　　　的	調査時期	調　査　対　象　等	調査結果の活用方法
6	学校基本調査	学校に関する基本的事項を調査し、学校教育行政上の基礎資料を得る。	毎　年 5月1日	小学校、中学校、高等学校、幼稚園、認定こども園、特別支援学校、専修学校及び各種学校 全学校約500校 （他に文部科学省直接調査4校＝国立） 市町村教育委員会	・学校の設置・廃止等具体的な教育行政施策の検討のための基礎資料 ・地方交付税で規定される基準財政需要額の算定基礎となる測定単位の資料
7	学校保健統計調査	児童・生徒及び幼児の発育、健康状態を明らかにし、学校保健行政上の基礎資料を得る。	毎　年 4～6月	小学校、中学校、高等学校、幼稚園及び認定こども園 約150校	・学校健康診断の項目の見直し等、学校保健行政施策の検討・立案のための基礎資料 ・健康日本21（厚生労働省）やOECDヘルスデータへ提供
8	労働力調査	完全失業率など国全体の雇用・失業の実態を明らかにし、経済政策や雇用対策等のための基礎資料を得る。	毎　月	約400世帯	・就業者や完全失業者の数、完全失業率の指標により雇用情勢の動向を明らかにする基礎資料 ・政府が毎月発表する月例経済報告の基礎資料
9	毎月勤労統計調査	雇用、給与及び労働時間について、毎月の動向を明らかにし、施策に必要な基礎資料を得る。	毎　月	・第1種 （常用労働者30人以上） 約260事業所 ・第2種 （常用労働者5～29人） 約240事業所	・厚生労働省における失業給付や休業補償の額の算定 ・秋田県景気動向指数や各種機関の賃金・労働時間等の動向把握　等
	特別調査		毎　年 7月31日	・常用労働者1～4人 約500事業所	

番号	調　査　名	目　的	調査時期	調　査　対　象　等	調査結果の活用方法
10	個人企業経済調査	「製造業」、「卸売・小売業」、「宿泊業、飲食サービス業」又は「サービス業」を営んでいる個人経営の事業所の経営の実態を明らかにし、個人企業に関する基礎資料を得る。	四半期ごと 6・9・12・3月	2市40事業所 （各市20事業所） H30.4～9月 横手市、能代市 H30.10～12月 能代市、由利本荘市 H31.1～3月 由利本荘市、大館市	・個人事業所の経営実態把握 ・景気動向の把握、中小企業振興策の基礎資料
11	小売物価統計調査	商品小売価格、サービス料金、家賃及び宿泊料を調査し、消費者物価指数その他物価に関する基礎資料を得る。	毎　月	・価格調査 秋田市、湯沢市の約270店舗 ・家賃調査 秋田市、湯沢市の民営・公営賃貸住宅約4,350世帯 ・宿泊料調査 ３ホテル	・消費生活に関する経済施策の重要な基礎資料 ・家計で消費される主要な消費財やサービスの内外価格差の調査 ・日本銀行が金融政策における判断材料として使用 ・賃金、家賃や公共料金改定の際の参考　等
12	家　計　調　査	世帯における家計収支の実態を毎月把握し、経済施策等の基礎資料を得る。	毎　月	・二人以上の世帯 秋田市　96 大館市　24 計　120世帯 ・単身世帯 秋田市　8 大館市　2 計　10世帯	・国の景気動向の把握 ・生活保護基準の検討 ・国の経済政策、社会政策の立案のための基礎資料 ・国、地方公共団体、企業などで賃金水準を決める基礎資料　等

番号	調査名	目的	調査時期	調査対象等	調査結果の活用方法
13	秋田県年齢別人口流動調査	県内の年齢別・男女別人口及び世帯の移動状況を明らかにし、施策に必要な基礎資料を得る。	毎月	市町村	・人口減少社会の現状把握 ・高齢者福祉を検討する際の基礎資料 ・子育て関連施設の充実度を測る指標 ・人口と世帯数の将来推計と併せ長期的な県土作りの基礎資料
14	秋田県人口移動理由実態調査	人口移動の理由について、その実態を把握し、施策に必要な基礎資料を得る。	毎月	転出入者（県内での転出者を除く）	・県内の定住、移住等の各種施策の基礎資料
15	秋田県鉱工業生産指数作成調査	県内の鉱工業の生産動向を明らかにし、施策に必要な基礎資料を得る。	毎月	鉱工業総合 136 品目、電力・ガス事業 2 品目を生産する主な事業所 延べ 218 事業所	・秋田県景気動向指数、日銀「企業短期経済観測調査」（＝短観）などの各種景気動向の分析資料等
16	秋田県県民経済計算（平成 28 年度確報）	県内の経済活動を定量的に明らかにする。	毎年度	生産、分配、支出の三面から捉えた県経済の規模、構造、成長率、所得水準等	・県経済の分析や諸施策立案の基礎資料
17	秋田県市町村民経済計算（平成 28 年度）	市町村の経済活動を定量的に明らかにする。	毎年度	市町村の経済規模、構造、成長率、所得水準等	・市町村経済の分析や諸施策立案の基礎資料
18	秋田県景気動向指数	県内景気の現状を把握する。	毎月	県内景気動向に関連する 21 の指標	・県内景気の状況について判断するための資料

※国の委託を受けて実施する調査：番号１～１２
　県が単独で実施する調査：番号１３～１８

※オンライン回答が可能な調査：番号１～７、９、１１、１２

ロシア友好交流事業について

国際課

1　事業目的

平成２２年３月に取り交わしたロシア沿海地方との友好協定書等に基づき、医療分野の技術交流や青少年交流を継続して行うとともに、ロシア沿海地方での民間交流を加速するため、民間団体の交流活動に対する支援を行う。

2　事業内容

（１）ロシア専門家派遣・受入

ロシア沿海地方から医療分野の専門家を受け入れるとともに、県内専門機関の医師をロシア沿海地方へ派遣し、医療分野における技術交流を行う。

【受入】
・期　間　平成３１年１月下旬(予定)
・受入先　脳血管研究センター
・人　数　１名

【派遣】
・期　間　平成３０年９月(予定)
・派遣先　極東連邦大学医療センター（ウラジオストク市）
・人　数　１名

（２）ロシア青少年交流

県内高校生をロシア沿海地方へ派遣し、現地の学生と文化活動等の交流を行う。

・訪問期間　平成３０年７月(予定)

（３）ロシア民間交流支援

ロシア沿海地方において、秋田の元気の発信を目指す県内民間団体による交流活動に対し助成する。

・補助率　県１／２
・限度額　５００千円
・採択数　２件

３　予算額

５，６８５千円（㊀５，６８５千円）

（１）ロシア専門家派遣・受入　７４２千円

旅費	４０３千円
委託料	３３９千円

（２）ロシア青少年交流　３，９４３千円

旅費	６２５千円
委託料	３，３１８千円

（３）ロシア民間交流支援　１，０００千円

負担金補助及び交付金	１，０００千円

アセアン交流促進事業について（新規）

国際課

１　事業目的

経済成長著しいアセアンを本県産業の将来を担う若手人材とともに訪問し、本県のビジネスチャンスの創出・拡大の可能性を探るとともに、交流の拡大につなげていく。

２　事業内容

県内若手経営者等が知事とともにマレーシアの政府機関や民間企業等を訪問し、目覚ましい成長を続けるマレーシアの経済事情を学ぶことにより、本県の新たなビジネス展開の契機とする。

・訪問時期　平成３０年１１月上旬
・訪 問 先　マレーシアの政府機関、観光・小売企業等
・訪 問 団　県及び県内産業界を担う若手等２０名程度

３　予算額

２，７２６千円（㊀２，７２６千円）

旅費	１，５８１千円
役務費等	１５７千円
委託料	９８８千円

「市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例案」について（議案第６９号）

市町村課

１　改正理由

知事の権限に属する事務の市町村への移譲の推進を図るため、農林水産業パッケージに係る権限移譲対象事務に、人への被害を防止する目的で行うツキノワグマの捕獲等の許可等の事務を加える等の必要がある。

２　改正内容

（１）権限移譲対象事務に次の事務を加えることとする。

①　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５４条第１項の規定による自立支援医療（精神通院医療に限る。）の支給認定に係る事実の審査等（第４条及び別表第１２の２関係）

②　旅館業法（昭和２３年法律第１３８号）第７条第２項の規定による旅館業を営む者（営業者を除く。）等からの報告の徴収等（第７条及び別表第３４関係）

③　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成１４年法律第８８号）第９条第１項の規定によるツキノワグマの捕獲等（人への被害を防止する目的に限る。）の許可等（別表第５３関係）

（２）権限移譲対象事務から次の事務を除くこととする。

介護保険法（平成９年法律第１２３号）第４６条第１項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定等（第５条及び別表第２１関係）

（３）その他所要の規定の整備を行うこととする。

３　施行期日

（１）この条例は、平成３０年４月１日から施行することとし、２（１）②は同年６月１５日から施行することとする。

（２）この条例の施行に関し必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができることとする。

市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新

（福祉パッケージ）

第四条　福祉パッケージに係る権限移譲対象事務は、次の表の上欄に掲げる事務その他の事務で同表の下欄に掲げる表に定める事務とする。

一～八	略	略
九	自立支援医療（精神通院医療に限る。）の支給認定に係る事実の審査	別表第十二の二
十・十一	略	略

（長寿社会パッケージ）

第五条　長寿社会パッケージに係る権限移譲対象事務は、次の表の上欄に掲げる事務その他の事務で同表の下欄に掲げる表に定める事務とする。

一・二	略	略
三・四	略	略

（衛生パッケージ）

第七条　衛生パッケージに係る権限移譲対象事務は、次の表の上欄に掲げる事務その他の事務で同表の下欄に掲げる表に定める事務とする。

一・二	略	略
三	旅館業の許可	略
四～十	略	略

旧

（福祉パッケージ）

第四条　福祉パッケージに係る権限移譲対象事務は、次の表の上欄に掲げる事務その他の事務で同表の下欄に掲げる表に定める事務とする。

一～八	略	略
九・十	略	略

（長寿社会パッケージ）

第五条　長寿社会パッケージに係る権限移譲対象事務は、次の表の上欄に掲げる事務その他の事務で同表の下欄に掲げる表に定める事務とする。

一・二	略	略
三	指定居宅介護支援事業者の指定	別表第二十一
四・五	略	略

（衛生パッケージ）

第七条　衛生パッケージに係る権限移譲対象事務は、次の表の上欄に掲げる事務その他の事務で同表の下欄に掲げる表に定める事務とする。

一・二	略	略
三	旅館業の経営の許可	略
四～十	略	略

五

別表第十二の二（第四条関係）

権限移譲対象事務	対象市町村
一　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（次号において「法」という。）第五十四条第一項の規定による自立支援医療（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第一条の二第三号に規定する精神通院医療に係るものに限る。次号において同じ。）の支給認定に係る事実（同令第二十九条第一項に規定する基準及び同令第三十五条に規定する負担上限月額に係るものに限る。次号において同じ。）の審査	市町村
二　法第五十六条第二項の規定による自立支援医療の支給認定の変更の認定に係る事実の審査	

別表第二十一　削除

五

別表第二十一（第五条関係）

権限移譲対象事務	対象市町村
一　介護保険法（以下この表において「法」という。）第四十六条第一項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定	市町村（中核市を除く）
二　法第七十九条の二第一項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定の更新	
三　法第八十二条の規定による指定居宅介護支援事業者の事業所の名称の変更等の届出の受理	
四　法第八十三条の二第一項の規定による指定	

別表第三十四（第七条関係）

権限移譲対象事務	対象市町村
一　旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号。以下この表において「法」という。）第三条第一項の規定による旅館業の許可及び同条第四項（法第三条の二第二項及び第三条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定による旅館業の許可等についての国立大学の学長等からの意見の聴取	略
二～四　略	
五　法第七条第二項の規定による旅館業を営む者（営業者を除く。）等からの報告の徴収等	
六　法第七条の二第一項及び第二項の規定による営業者に対する措置命令	
七　法第七条の二第三項の規定による旅館業を営む者（営業者を除く。）に対する措置命令	

居宅介護支援事業者に対する勧告、同条第二項の規定による勧告に従わない旨の公表、同条第三項の規定による指定居宅介護支援事業者に対する措置命令、同条第四項の規定による措置命令をした旨の公示及び同条第五項の規定による市町村からの通知の受理	
五　法第八十四条第一項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定の取消し等及び同条第二項の規定による市町村からの通知の受理	
六　法第八十五条の規定による指定居宅介護支援事業者の指定等の公示	
七　法第百十五条の三十五第六項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定の取消し等	

別表第三十四（第七条関係）

権限移譲対象事務	対象市町村
一　旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号。以下この表において「法」という。）第三条第一項の規定による旅館業の経営の許可及び同条第四項（法第三条の二第二項及び第三条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定による経営の許可等についての国立大学の学長等からの意見の聴取	略
二～四　略	
五　法第七条の二の規定による営業者に対する措置命令	

八　法第八条の規定による旅館業の許可の取消し等 九・十　略	

別表第五十三（第八条関係）

権限移譲対象事務	対象市町村
一～七　略	略
備考　この表に掲げる権限移譲対象事務は、県以外のものがゴイサギ、カルガモ、トビ、キジバト、カワラバト、ヒヨドリ、ニュウナイスズメ、スズメ、ムクドリ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ハクビシン及びツキノワグマによる生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止する目的（ツキノワグマにあっては、人への被害を防止する目的に限る。）で行うこれらの鳥獣（ハクビシン及びツキノワグマを除く。）の卵の採取等に係るものに限る。	

別表第六十七（第十条関係）

権限移譲対象事務	対象市町村
一～八　略 九　法第四十一条の規定による建築物の建蔽率等の指定等 十～二十　略	略

別表第八十五（第十三条関係）

経由事務	対象市町村
一～九　略	略
十　医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下この号において「法」という。）、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療	略

六　法第八条の規定による旅館業の経営の許可の取消し等 七・八　略	

別表第五十三（第八条関係）

権限移譲対象事務	対象市町村
一～七　略	略
備考　この表に掲げる権限移譲対象事務は、県以外のものがゴイサギ、カルガモ、トビ、キジバト、カワラバト、ヒヨドリ、ニュウナイスズメ、スズメ、ムクドリ、ハシボソガラス、ハシブトガラス及びハクビシンによる生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止する目的で行うこれらの鳥獣（ハクビシンを除く。）の卵の採取等に係るものに限る。	

別表第六十七（第十条関係）

権限移譲対象事務	対象市町村
一～八　略 九　法第四十一条の規定による建築物の建ぺい率等の指定等 十～二十　略	略

別表第八十五（第十三条関係）

経由事務	対象市町村
一～九　略	略
十　医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下この号において「法」という。）、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療	略

法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十四号）附則第十条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の法（以下この号において「旧法」という。）及び医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号。以下この号において「令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (一)～(十一)　略 (十二)～(二十七)　略	
十一～二十五　略	略
二十六　建築基準法（以下この号において「法」という。）及び建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (一)～(六)　略 (七)　法第四十八条第一項から第十四項までのただし書（法第八十七条第二項及び第三項並びに第八十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による建築等の許可の申請の受理 (八)～(四十五)　略	略
二十七・二十八　略	略

法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十四号）附則第十条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の法（以下この号において「旧法」という。）及び医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号。以下この号において「令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (一)～(十一)　略 (十二)　法第十六条ただし書の規定による医師の宿直の免除の許可の申請の受理 (十三)～(二十八)　略	
十一～二十五　略	略
二十六　建築基準法（以下この号において「法」という。）及び建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (一)～(六)　略 (七)　法第四十八条第一項から第十三項までのただし書（法第八十七条第二項及び第三項並びに第八十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による建築等の許可の申請の受理 (八)～(四十五)　略	略
二十七・二十八　略	略

「秋田県議会議員及び秋田県知事の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例案」について（議案第７０号）

市町村課

１　改正理由

県議会議員の選挙における公正な選挙の実現及び候補者間の選挙運動の機会均等を図るため、ビラの作成を公営とする必要がある。

２　改正内容

（１）県議会議員の選挙における候補者は、県の費用負担の限度額(※)の範囲内で、ビラを無料で作成することができることとする。(第５条関係)

※　ビラの作成枚数（上限１６，０００枚）に、条例に定める単価を乗じて得た金額

（２）県は、候補者が契約に基づきビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち所定の要件を満たす金額を、ビラの作成を業とする者からの請求に基づき支払うこととする。(第７条関係)

３　施行期日

この条例は、平成３１年３月１日から施行することとする。

＜ 参 考 ＞

平成２９年の公職選挙法の改正により、県議会議員の選挙における選挙運動用ビラの頒布が、次のとおり解禁されることとなった。

○ビラについて

選挙管理委員会に届け出た２種類以内のビラ　計１６,０００枚（上限）

ビラの作成費用については、条例で定めるところにより無償とすることができる。

○施行期日　平成３１年３月１日

○法改正理由

候補者の政策等を有権者が知る機会を拡充するため。

秋田県議会議員及び秋田県知事の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
（ビラの作成の公営） 第五条　候補者は、第七条各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額に知事の選挙においては法第百四十二条第一項第三号のビラ、県議会議員の選挙においては同項第四号のビラ（以下これらを「ビラ」という。）の作成枚数（当該作成枚数が知事の選挙においては同項第三号に定める枚数、県議会議員の選挙においては同項第四号に定める枚数を超える場合には、それぞれに定める枚数（公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第百三十二条の四第一項に規定する場合には、同項に定める枚数。以下同じ。））を乗じて得た金額の範囲内で、ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第二条ただし書の規定を準用する。 （ビラの作成に係る公費の支払） 第七条　県は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの一枚当たりの作成単価（当該作成単価が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第百四十二条第一項第三号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第五条後段において準用する第二条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。 一・二　略	（ビラの作成の公営） 第五条　候補者（知事の選挙における候補者に限る。第七条において同じ。）は、同条各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額に法第百四十二条第一項第三号のビラ（以下「ビラ」という。）の作成枚数（当該作成枚数が同号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数（公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第百三十二条の四第一項に規定する場合には、同項に定める枚数。以下同じ。））を乗じて得た金額の範囲内で、ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第二条ただし書の規定を準用する。 （ビラの作成に係る公費の支払） 第七条　県は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの一枚当たりの作成単価（当該作成単価が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第百四十二条第一項第三号又は第四号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第五条後段において準用する第二条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。 一・二　略